

道路占用許可・承認工事に関する申請・届出の 電子申請による受付を開始しました



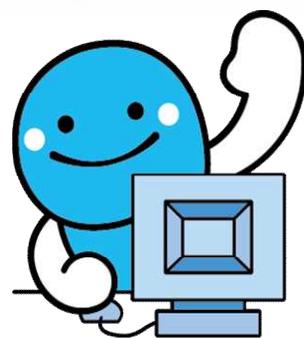
令和4年4月1日より道路占用許可・承認工事の申請・届出がオンラインでできるようになりました。

対象となる手続き

- ・道路占用許可申請書
- ・道路占用届出書
- ・道路工事施工承認申請書
- ・承認工事届出書



高知県電子申請サービス
2次元コード



電子申請は高知県電子申請サービスからお願いします。

URL: https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_initDisplay

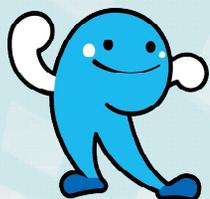
申請にあたっては、管轄の土木事務所に事前相談をお願いします。

事務所名	担当課	電話番号
安芸土木事務所	維持管理課	0887-37-9306
中央東土木事務所	道路管理課	088-863-2175
高知土木事務所	道路管理課	088-882-8646
中央西土木事務所	維持管理課	088-893-2114
須崎土木事務所	維持管理課	0889-42-1859
幡多土木事務所	維持管理課	0880-34-5292

お問い合わせ先

管轄の土木事務所

もしくは高知県道路課管理担当 TEL088-823-9827 まで



占用許可申請フロー図

(事前相談をお願いします。)



従来

電子申請(原則)

申請者

高知県道路課HPより道路占用許可申請書の様式をダウンロードする。

申請者

①位置図②平面図③詳細図④現場写真の電子ファイルを準備する。

申請者

申請書に①位置図②平面図③詳細図④現場写真を添付し、該当土木事務所に提出する。

申請者

高知県電子申請サービスより道路占用許可申請を行う。①位置図②平面図③詳細図④現場写真の電子ファイルを添付する。

土木事務所

申請書および添付資料を確認。

土木事務所

申請内容および添付ファイルを確認。

修正なし

修正必要箇所あり

修正なし

修正必要箇所あり

電話連絡等

電話連絡等

申請者

申請書および添付資料の修正を行い再度提出する。

申請者

電子申請の内容および添付資料の修正を行い再度提出する。

土木事務所

正式受付。

土木事務所

受理(電子申請サービス)。

土木事務所

占用許可書の作成。(占用料が発生する場合は納入通知書を作成。)
完成後、申請者に許可書完成の連絡を行う。(電話連絡等)

申請者

土木事務所に来所し、許可書および占用料納入通知書を受け取る。